

4
4-6

第6回 人口問題審議会 「国際人口移動に関する特別委員会」

平成2年7月20日(金)
10:30~12:30
厚生省特別第1会議室

議事次第

1. 開会
2. 事務局異動の紹介
3. シンガポールの外国人の受け入れについて
(ゲストスピーカー 日本シンガポール協会事務局長 田中恭一氏)
4. 特別委員会報告書スケルトン(案)について
5. その他
6. 閉会

参考資料

- 資料1 シンガポールの外国人の受け入れについて
 資料2 特別委員会報告書スケルトン(案)

シンガポールの外国人の受け入れについて

1. シンガポールの外国人労働者に対する方針と規制	626 km ² (1985年) 270万人 (1990年) 4200人/km ² (23区の1/3) 1988年人口は145%: 32.1% 60歳以上: 8.5% 1歳未満: 1.5%
2. タイ人不法労働者大量送還の深層	住民 76% (中国系) 3 15% マレー (先住民族) 6.5% インド ユーラシア
3. ムチ打ち刑と星・タイ関係	マレーシア 朝鮮・中国人 公用語: マレーシア 政治: 共和国
4. 活力維持には移民受け入れが必要	13 13% (34%、近畿 大阪、兵庫、京都、奈良、滋賀、福井、岐阜、愛知、名古屋、三重、滋賀、福井、岐阜、愛知、名古屋、三重)
5. 外国人労働者に関する労働省の政策 —— 雇用主の質問・問題提起に対する回答	14 14% (20% マレーシア) 教育: 国民の24% 100% 説明
6. オン・テンジョン第2副首相インタビュー 「今のままでは有能な人材を失う」	17 17% (10%) 上位 6 85% 中位 4 2% 下位 3 3.4% (1位)
7. 統計表	21 21% (10% 人口)

- 1965年 マレーシアとの協定
労働力: 30% Day Work Permit.
- 1 km² 280人、平均4%
- 週末入国 90日以内、以上、
許可、移動許可なし
- 行き来しても在留登録
二回目、
許可、移動許可なし

$$\cdot \frac{15}{130} = 10\%$$

・ 水(5% 未だ)

Population Board (- 1985)

・ 増加率

・ 350万人よほどの勢

・ 人口増加率

・ 土地利用

・ 土地利用

・ 土地利用

・ 土地利用

・ 土地利用

・ 土地利用

シンガポールの外国人労働者に対する方針と規制

- 方針： (1) シンガポール経済にとって有用な熟練労働者、高度技術者を歓迎。
(2) 未熟練（単純）労働者は、労働市場の動向に応じて受け入れる（緩衝材）。
(3) 未熟練労働者は、2年単位で交替させて定住させない。
(4) 産業の高度化促進と国内労働力動員で、外国人労働力への依存を軽減。

■入国資格： 労働許可証 (Work Permit)

所 管；労働省労働許可局

申 請 者；雇用主

資格要件；月給1,500ドル以下

就業許可証 (Employment Pass)

所 管；内務省移民局

申 請 者；本人

資格要件；(1) 新卒者の学歴は優等学位 (Honours Degree) 以上。

(2) 職業資格を持つ工業、建設業従事者は実務経験5年以上。

(3) 上記従事者で職業資格がない場合は実務経験8年以上。

(4) 大卒者以外は、ホワイトカラー職での入国を認めない。

(5) 月給1,500ドル超である。

■外国人労働者雇用税 (Foreign Workers Levy) :

ねらい；(1) 外国人労働者の量的規制

(a) 社会的問題発生の防止

(b) 産業高度化の促進（低賃金労働力への依存排除）

(2) 国内労働者の賃金抑制の防止

金 額；別表参照

納 期；翌月10日まで（4人以上雇用の場合は14日、500人以上の場合は21日まで）

※雇用人数は賃金台帳記載の数

延滞金；翌月1日から延滞日数に2%加算

Central Provident Fund

ヘリテイジ・財産基金

報 告；雇用主には四半期毎に報告書提出義務 (CPF) により外国人労働者の氏名

・登録番号を記載済みの報告書用紙が送達され、それに賃金額、雇用税額
を記入して提出）

■違法雇用等に対する罰則：

(1) 外国人労働者（雇用規制法=Regulation of Employment Act）

(a) 不法就労者の雇用主；被雇用者1人につき罰金5,000ドル／禁固1年（以下）

(b) 不法就労者本人；罰金5,000ドル／禁固1年（以下）

(2) 不法入国／在留者（移民法=Immigration Act）

(a) 不法入国者の雇用主；罰金6,000ドル／禁固6月（以下）

(b) 不法入国者本人；鞭打ち刑3回と禁固3月～2年（以下）

(c) 不法残留90日以下；罰金4,000Sドル／禁固6月（以下）

同 90日超；(a)、(b)に同じ

■外国人労働者の雇用規制と雇用税の推移

年月	T S	N T S	メイド	備考
1978	CPF適用			マレーシアからの労働力導入に道（製造業のみを対象とし、月額賃金\$750以下の者に労働許可証を発行。所管はEDB）
81/ 6				NTSからの労働力導入の自由化方針発表
82/ 1				84年までに建設・造船・メイドを除く分野のNTS労働者を排除、92年までに全分野のNTS労働者排除の方針を発表。
82/ 4	\$150/30%	30%		
82/ 8				WPの対象を\$750→\$1,000へ
82/10				NTS労働者の雇用枠を全従業員の5%／50人以下
83/11				「84年までに排除」の方針を「86年まで」に延期
84/ 2				TSに香港、マカオ、台湾、韓国を追加
84/ 7				WPの対象を\$1,000から\$1,500へ
84/10	\$200			
84/11		\$120		賃金額のごまかし防止のため
85/				[景気後退。雇用減少数は9.6万人、内2/3は外国人労働者]
87/ 4	建設業	一般業種		TSとNTSの区分を解消。TSの区分をなくしたことで、事実上「92年までに排除」の方針を撤回。 ※『一般業種』とは、製造・造船・ホテルを指す。
88/ 4	\$170	\$140	\$120	[小売り業に対しマレーシアの中卒以上の者の雇用を認可]
89/ 1	\$220	\$160		[外国人単純労働者15万人、内60%はマレーシア人]
89/ 7	\$250	\$200		
90/ 1				NTS雇用枠を全従業員の40%以下（造船・建設を除く）
90/ 2	\$280	\$230		[外国人メイドは5万人が就労中]
90/ 8	\$300	\$250		

TS ; Traditional Source of Supply (伝統的労働力供給源=84年1月まではマレーシアのみ)

NTS ; Non-Traditional Source of Supply (非伝統的労働力供給源)

CPF ; Central Provident Fund (中央厚生年金。強制年金貯蓄制度)

EDB ; Economic Development Board (経済開発庁。通産省所管の主として製造業を主管する機関)

金額表示はシンガポール・ドル (1 S ドル=83円)。税額／税率は労働者1人当たり月額。

『タイ人不法労働者大量送還の深層』

小竹 裕一
(シンガポール在住)

シンガポールでいちばん土地をゼイタクにつかっている建物はどこか——このクイズの答えは、言わずと知れたタイ国大使館である。

タイ王室の所有といわれるこの大使館は、シンガポールの超一等地オーチャード・ロードのド真中にあって、広々とした中庭をもつそのたたずまいは、あたかも周辺にぎやかさを超然として無視しているかの趣きさえある。

この普段はひっそりと静まりかえっているタイ国大使館の敷地が、今年3月末ときならぬ喧騒におおわれ、表通りの遊歩道をあるく観光客たちは思わず中をのぞきこんだ。

中庭に集まった人たちの数はおよそ1500人。いずれもタイからはるばる当地へ働きに来たタイ人の男性労働者だった。

彼らが大挙して大使館に駆けこんだのは、働いている建設現場で「3月31日までに名前を登録して帰国しないと、たいへんなことになる」というウワサを耳にしたからだった。

*

事の起こりは、シンガポールの議会が今年1月に入管法（出入国管理法）を改訂したことだった。この法改訂の目的は国内で不法就労している外国人をしめ出すことになり、90日以上の「不法残留」（ビザがきれても不法に国内に滞在すること）あるいは、密入国の罪を犯してつかまつた外国人は、3か月以上の禁固ならびに3回以上のムチ打ち刑に処せられる、という厳しい内容。

こうした新規則が国会で可決されたのを見て、いちばんあわてたのが当地のタイ国大使館であった。というのは、シンガポールで目下働いているタイ人労働者2万5000人のうち、およそ2割ぐらいが不法残留、密入国、偽造労働許可証所持などで不法就労していると見られていたからだ。

さっそくタイ大使館とシンガポールの労働省および出入国管理局の間で協議がはじめられ、シンガポール側が、「特赦」の措置をとることで政治的な解決をはかることになった。

つまり、改訂入管法が実際に施行される4月1日の“デッドライン”までに、タイ側が不法労働者を本国へ送還すれば、彼らに対する問責、刑罰を免除する、とのことで両国が合意したわけである。

*

3月に入って、前代未聞かつ空前の労働者大移送作戦が開始された。タイ大使館ではまず手初めに、それまでに不法就労の疑いでシンガポール当局に逮捕されていたタイ労働者約500人を送還したが、4月1日のデッドラインが近づくにつれて、予想を大幅に上回るタイ人が大使館やセシル・ストリートにある直属の労働担当官事務所に駆けつけてきた。

事態を重視したタイ政府は、ワッタナ内務省副大臣を長とする5人の係官を急派し、1万人にまでふくれあがった帰国待機労働者の移送にあたらせた。

まず陸路では、バンコクから特別列車をしつらえ、マラヤ鉄道の全面的な協力をえて、2往復で約4000人の労働者を運んだ。またチャーターしたバスも使われたが、この時多数の男

性労働者にまじった 100人ほどの若いタイ人女性がバスに乗りこむ姿が人目を引いた。非公式の統計では、およそ1000人のタイ人女性が当地で不法就労しているとみられ、その大半がメイドか売春婦として働いているという。

海路では、急拠タイ海軍の艦艇4隻が派遣され、しめて4000人の労働者をのせてバンコクへ向かった。さらに空路では、タイ空軍の輸送機が何回もシンガポールとの間をトンボ返りした。

*

さて、こうした陸・海・空による大移送作戦が効を奏して、たいした混乱もなくタイ人不法労働者たちは無事帰国することができたが、当然のことながら、その後で「なぜ1万人ものタイ人が不法就労していたのか?」という疑問が国民の間から発せられた。

この問題について、国会で野党議員に追求されたジャヤクマル内務相は、つぎのように答えている。

「1万人のタイ人不法労働者の中、8000人はちゃんとしたパスポートをもって旅行者として入国したわけであります。彼らのほとんどは(コースウェイを通って)陸路で入国しています。ウッドランドの入国管理事務所では、毎日およそ4万5000人の陸路入国者があるため、誰が就労めあてでやってくるのかいちいちチェックする余裕はありません。それでも、昨年は1万3500人が“良心的な旅行者”ではないとして入国を拒否されています。

また、昨年1年間で4120人が不法残留で逮捕されましたが、目下国内の刑務所で服役している者の17%がこうした外国人であります。

それから、残りの2000人ですが、これは夜陰をついてボートで密入国した者です。これに



帰国のためにバスに乗り込むタイ人不法労働者 (The Straits Times 3月22日付から)

は労働者手配専門のシンジケートが介在しているものとみられ、海上警察と入官当局が目下パトロールを強化しているところです」。

この内務相が言及したシンジケートについては、タイ人労働者からの事情聴取のなかで、捜査当局は少なくとも10の犯罪組織の存在をつきとめているという。

「ミドルマン」と呼ばれるこの仲介エージェントは、タイ人労働者と下請け建設会社の双方から多額の手数料をとって、人身売買の“ミリオン・ドラー・ビジネス”をむさぼっているらしい。

*

では、なぜそれほどまでしてタイの人たちはシンガポールへ働きに来るのだろうか。

その理由は、いわざと知れた賃金の高さである。シンガポールにおける建設労働者の平均賃金（日当）は、半熟練労働者の場合35Sドルで、これはマレーシアの29Sドル、タイの14Sドル、フィリピンの7.4Sドル、インドネシアの5.6Sドル、インドの3.3Sドルなどと比べて、ダントツの高さを誇っている。これといった技術のない一般労働者の場合は、シンガポール100に対して、マレーシアは56、タイは28と、その格差がさらに大きい。（いずれも88年後半の統計数字。）

また、タイ人にとって、シンガポールは鉄道やバスといった比較的安価な陸上交通手段で来られることも、かなりの魅力になっているようだ。

ここで、3月12日にビーチ・ロードの建設現場で「偽造労働許可証所持」の疑いで逮捕され、3月29日にタイ海軍の艦艇で送還されたセインコン・マエチェックさん（29歳）の話をきいてみよう。

「わたしはバンコク北部の農村で百姓をやっていました。妻と9つの娘がいて、いく度もの凶作に苦しんでいたので、新しい仕事があったら……、と考えていました。

そんな時、かつてシンガポールへ行ったことのある友人が、1人のタイ人エージェントを紹介してくれたのです。その男によれば、2万バーツ（約1500Sドル）を払えばシンガポールで働くというのです。

わたしはこの話にとびつきました。持っている土地の一部を売り、三人の兄弟からお金を借りて2万バーツをつくりました。男はわたしにシンガポールへの汽車の切符と“労働許可証”をくれました。

およそ3日かかるシンガポールに着くと、エージェントの人間が駅で待って居て、わたしをすぐチャンギの建設現場へつれて行きました。その時、男がわたしのパスポートをとりあげたことが、少し気がかりでした。

でも、わたしは翌日から一生懸命に働きました。1日に18時間働きづめに働いて、1週間に300Sドルもらいました。ほとんど日曜日なしに働きましたが、たまに休みをとってタイ人のたまり場になっているゴールデン・マイル・ビルへ行き、ビールを飲みました。雨でも降れば、宿舎で仲間のタイ人とトランプなどをしました。

週末となると、数人のシンガポール人の男が宿舎にタイ人売春婦をつれてやって来るんです。一回30Sドルでしたが、彼女たちはそのうちの10Sドルしかもらえないそうです。ときどき男たちにぶたれるとか、いろいろグチをこぼしていました。

こうやって5か月ぐらい働いて、3月12日に突然逮捕されたのです。警察につかまるまで、わたしは一度だって自分が不法就労しているとは思っていませんでした。逮捕はたいへんショックでした。

タイへ帰って何をするのか、まったく見通しはありません。ボクは村の学校に2年通った

だけですから……。たぶん、また百姓になるしかないでしょう……」。

*

一方、こうした外国人労働者を受け入れているシンガポール側の国内事情もみておく必要があるだろう。

シンガポールは、70年代後半からずっと労働力不足に悩んできた。毎年一般学校や職業学校を卒業して労働市場に参入するシンガポール人は、労働力全体に1~2%の増加をもたらすのみ。経済規模が大きくならなければ問題はないのだが、シンガポール経済はここ十数年来85年~86年の不況期を例外として、毎年7~8%の高成長をつづけてきた。

必然的に、足りない分の労働者はどこからか補充しなければならず、多民族国家の気安さも手伝ってか、外国人労働者をどんどん受け入れた。目下、9万人のマレーシア人を筆頭に、インドネシア人、タイ人、フィリピン人、インド人、パキスタン人などしめて15万人の外国人が、国内の工場や建設現場や家庭（メイド）などで働いているといわれる。

とりわけ、ここ数年は世界的な好況と円高のおかげで、シンガポール経済は9~11%の高度成長をなしとげ、長いあいだ低迷していた建設業界も盛り返してきたので、タイ人労働者がドッと入ったのである。

*

このような外国人労働力に頼らざるをえない経済状況下にあって、シンガポールの政府はいつもハムレットのような心境に置かれつづけてきた。

つまり、「経済成長はもちろんウレシイ。しかし、こうやって外国人労働者がどんどん増えると、社会不安のタネになるのではないか……」と振り子のように外国人の受け入れと制限を交互に繰り返してきたわけだ。

今回の“タイ人不法労働者送還騒動”をみていて、わたしは82年4月の“チダムバラム号事件”を昨日のことのように思い出した。

この“事件”は、南インドのマドラスから満員の船客をのせてやってきた定期客船・チダムバラム号が、入管当局の手入れによって桟橋に長期間クギ付けになった、というものだった。この時乗船客ですぐ上陸が許されたのは、シンガポール人とインドで観光ビザを取得していた65人だけで、残りのインド国籍のインド人たちは、「潜在的不法労働者」の疑いありとして、船内に足止めになった。

この入管当局による厳しい入国チェックは、同年（82年）初めにリー首相が打ち出した基本方針にそった措置だった。その方針とは、「1992年までに国内の外国人労働者を完全に一掃し、すべての産業分野をシンガポール人の手でコントロールするようとする」というものである。

これを見て、翌83年6月にシンガポール政府は、「今後2年の間に労働許可証の更新を認可しないことによって非伝統国労働者2万人に帰国してもらう」との声明を発表した。（ちなみに、ここでいう「非伝統国労働者」というのは、従来からシンガポールと深いつながりをもっているマレーシア以外の国の労働者をさしている。）

ウォン・クウェイチョン労働担当国務相（当時）はこの決定について、「もし外国人労働者がずっとシンガポールにとどまることを許されるなら、西ドイツや英国やフランスで起きていくような、外国人労働者による社会問題がシンガポールでも発生するおそれがあります。外国人労働者をめぐる社会問題は、これらの国の政府が常々頭を悩まなければならないほど深刻になっているのです」と説明していた。

じっさい、こうしたシンガポール政府の心配は杞憂ではなくて、数年前の正月休みに酒を

飲んだタイ人労働者と韓国人労働者による大がかりな乱闘事件が現実に発生している。

ただ、当時の政界消息筋の間にはこうした外国人労働者制限政策について、「シンガポールがこれから工業国として生き残っていくには、従来の労働集約型産業から資本・技術集約型産業へ是が非でも転換していかなければならず、シンガポール政府がそれを労働力の面から推し進めようとしていることの表われ」との指摘もあった。

はたして、シンガポール政府は87年に入って新しく「外国人労働者税」の導入を打ち出した。これは、国内の企業が外国人の労働者を雇用する場合、資金とは別に政府へ支払わなければならない一種の“人頭税”だ。

政府当局はこの新制度について、「外国からの無制限な労働者の流入による賃金水準の低下を防止し、あわせて税額の増減を操作することで外国人労働者の数を政府の管理下におくことができる」と述べている。

この外国人労働者税は87年4月1日から実施に移され、当初は1人につき一か月 140S ドルだったが、その後、建設労働者が 200S ドル、工場労働者が 170S ドルと二本立てになった。そして、今年1月1日からは再び一本化されて、一律 220S ドルとなり、さらに7月1日からは 250S ドルまで引き上げられることになっている。

つまり、シンガポール政府は明らかに外国人労働者について、昨今は“受け入れ”から“制限”の方へ振り子をもどしつつあったわけだ。

*

こうしたこれまでの経緯を下敷にして考えると、タイの新聞などが今回のタイ人不法労働者大量送還について、その背後にシンガポール政府の“政治的”思惑があるとし、「タイ政府がベトナムに対してとり始めた独自の外交政策を牽制するため」とか、「タイが進めていく西海岸線開発計画に、シンガポールが不安をいだいているため」とか、「シンガポールがマレーシアと組んでジョホールに一大工業地を建設しようとしているため」とか主張しているのは、だいぶのがはずれているように思える。

ただ、タイのチャティヤイ首相が閣議で「シンガポール政府は長期にわたってタイ人の国内における不法就労を黙認しておきながら、労働者が不要になると、その影響を深く考えずに、国外への締め出しをはかった。われわれはASEAN の友人がこうした措置をとるとは思いもかけなかった」と怒りの声で発言したと伝えられているように、タイ側をここまで感情的にしてしまったのには、シンガポール側の説明不足とやり方のまずさがあったことも否めない。

とくに、これはシンガポールではあまり注目されていないようだが、不法労働者への罰として「3回以上のムチ打ちの刑」が科されることになったことに、タイ人は大きなショックを受けたのではなかろうか。

近代工業国家・シンガポールにムチ打ち刑があるのを知って、わたしのある日本人の友人もいたく驚き、「やはりシンガポールはイスラム圏の国なのだナー」と語ったことがあるが、仏教国・タイの人びとにとってムチ打ち刑は「とんでもないこと」と受け取られたようだ。

*

結局、今回のタイ人不法労働者大量送還問題は、タイのシチ外相による訪問によって外交的な結着がつけられた。

シンガポール側は、シチ外相との交渉にダナバラン国家開発相、ウォン・カンセン外相、リー・ヨックスアン労働相の3人をあて、協議の結果つぎのような取り決めが合意された。すなわち、①シンガポール政府は、ふつう不法就労によって国外送還された外国人を“ブ

ラックリスト”にのせ再入国を拒んでいるが、今回送還された9800人のタイ人についてはこうした措置はとらない、②彼らがシンガポールの建設業者をつうじて改めて正規の労働許可申請書を出し、これが認められれば、シンガポールで働くことができる、③シンガポールの建設業発展庁(CIDB)と労働省は今後、労働許可申請者の審査をスピードアップする、④現行法規では、工事規模が100万Sドル以上で施行期間が13か月以上のプロジェクトに限って外国人労働者の雇用が認められ、外国人労働者と地元労働者の人数比率は1対1”と決められているが、この比率を今後はゆるめていく、といったものである。

以上の取り決めは、明らかにシンガポール側の大幅譲歩といってよく、シチ外相自身がバンコクに帰って「交渉の成果にたいへん満足しています。思っていた以上のものを得ることができました」と語っている。

これはシンガポール政府がタイ国内の“シンガポール憎し”の世論を配慮したことと、シンガポール建設業界が大量送還で直面することになった深刻な人手不足を考慮したためであろう。

じっさい、近年シンガポール人は建設現場で手を汚し、汗を流す労働をますます嫌うようになっており、建設業を支える下請け業者はタイ人労働者の大量帰国で“お手上げ”的状態に陥っているといわれる。

シンガポール建設業者協会のジミー・コー会長も、「目下シンガポールは1万5000人の労働者が不足しています。今度の新しい取り決めで、さっそく5000人のタイ人労働者がもどるでしょう」と話している。

*

さて、以上のようなタイ人労働者をめぐる一連の動きを追いかながら、わたしはついこの間クアラルンプールで出会ったマレーシア華人のことを思い出した。

わたしがホテルのバーの止まり木でビールを飲んでいた時、偶然となりに座った中年の華人男性がカタコトの日本語で話しかけてきた。「どうして日本語をしっているんですか……」と英語できくと、ちょっとニガ笑いをして、「イリーガル・ワーカー(Illegal worker)」といった。

彼はいわゆる“ジャパゆきさん”的元・不法労働者だったのだ。

去年(88年)の5月ごろ、クアラルンプールのエージェントの仲介で仲間60人とともに日本へ。観光ビザで入国し、そのまま北多摩の建設現場へ行き、6か月ぐらいほとんどどこへも出かけずに、働きづめに働いたという。東京では食べ物がベラボに高いので、ずっとパンとカップヌードルでしのいだらしい。

そして、昨年11月出入国管理局の係員に「不法就労者」として逮捕された。係員は日本語しか話さず、彼を「まるで犬のように」扱ったという。高額の罰金をとられ、マレーシアへ強制送還。彼は最後に「もう二度と日本へは行きたくない」とはき棄てるようにいった。

日本からの報道によれば、このマレーシア華人を含めて昨年1年間に日本で摘発された不法就労外国人は1万4300人に達し、この5年間で6倍に急増したという。

途上国から高賃金めあてに働きに来る外国人にどう対処すればよいのか——このきわめて今日的な問題を日本人が考える際、シンガポールが今回の“事件”を含めていろいろと試行錯誤でやってきた経験は、たいへん参考になるようと思われる。

<完>

～1989年5月1日・記～

ムチ打ち刑と星・タイ関係

シンガポール政府がこの3月に、不法に在留している外国人に対し同月中に帰国すれば刑罰は適用しないし、その後の再入国に際しても不利な扱いをしないとして出頭を呼びかけた。この措置で7月半ばまでに1万1748人が出頭し、本国に送還された。

しかし、この呼びかけに応じなかったタイ人の労働者に改正移住法に基づいてムチ打ち刑が判決されたことから、両国関係は一時、タイの外務次官が訪星して協議するまでに緊張した。この経緯をまとめてみた。

* * *

シンガポールの裁判所が6月15日、在留期限が切れていたにもかかわらず、不法に滞在していたタイ人労働者に対し、ムチ打ちの刑を判決したことから、タイ、シンガポール両国の関係が急速に緊張している。

シンガポール法廷の問題の判決後、これまでにタイ駐在のシンガポール大使館やシンガ

ポール航空 SIA事務所に爆弾を仕掛けたとの脅迫電話が相次いだ。

シンガポール当局は今、タイとの2国間関係維持のためにこれらの労働者を赦免すれば、今後も同様な措置を取らざるを得なくなるというジレンマに立たされている。すでにインド政府もシンガポール政府に対し、インド人の不法就労者が罰せられれば、両国関係に傷がつくだろうと表明している。

シンガポール政府は、急増する外国人労働者の不法入国・不法就労行為を規制するため、3段階の措置を講じてきた。政府は先ず4月に、移住法により不法就労者には、禁固刑とムチ打ち刑を科すと発表、その後これらの労働者に帰国するための猶予期間を認めた。その結果、過去数か月間に何千人ものタイやインドの不法就労者が帰国したが、それにもかかわらず、依然として外国人不法就労者が国内に存在している。今後の政府の課題は、こ

うした労働者をどのように処置するかである。

タイ人労働者ソムキッド・カムジャンに対する処置をめぐる問題の核心は、ムチ打ち刑の執行がシンガポール、タイの2国間関係にどの程度の影響を与えるかという点にある。

しかし、これまでシンガポールは、近隣諸国や同盟国の反対にあっても、自國の方針と立場を貫いてきた。60年代には、インドネシア大統領から赦免要求がなされたにもかかわらず、シンガポールはビルを爆破したインドネシア人兵士2人を絞首刑にした。また麻薬犯罪者に対しても、国籍を問わず、死刑が宣告されている。

シンガポール政府は、今回のムチ打ち処分が、タイ側からこれほど激しい反発をかうとは予想していなかったようだ。シンガポール関係当局は、両国間の関係を悪化させないため、ソムキッド氏に大統領に対する赦免請願など、法的に可能な措置をすべて試みるよう勧告したと言う。

また全国労働組合會議NTUCも、ソムキッド問題を機に、シンガポール政府に対し海外からの不法就労者に最後の帰国のチャンスを与えるよう求めている。関係者の多くは、このNTUCの要請が受け入れられるものとみている。

しかし、たとえ今回の問題が解決しても、ムチ打ち刑が在留期限の切れた後も不法に滞在し続ける外国人に対して科せられる妥当な刑罰であるかどうかが問題として残る。この点に関するシンガポール国民の意見はさまざまである。だが、たとえどのような反対にあっても、シンガポール政府が自國の法律を執行する権利を留保することはまちがいないだろう。

ウィー・キムウィー大統領がムチ打ち刑の判決を受けた9人のインド人違法在留者の恩赦を認めたとのニュースは、タイ人の間に大きな反響を呼んだ。

タイ当局もこの措置を歓迎し、3か月の禁固と3回のムチ打ち刑の判決を受けたタイ人、ソムキッド・カムジャン氏に対しても同様の

措置が取られるよう求めている。

タイ社会では、タイ人がムチ打ち刑を判決されたことに強く反発し、マスコミも連日のように同事件を取り上げ、シンガポールの判決を激しく非難、「シンガポールの男とは付き合いたくない」と、接客を拒否したナイトクラブ・ホステスもいるという。

タイは仏教の国で、国民の90%が仏教徒であるだけあって、一般のタイ人は皆寛容と慈悲の心を持っている。それだけにタイ人は、この程度の罪を犯したソムキッド氏に、どうしてシンガポール当局がムチ打ち刑などという厳しい刑を判決したのかが理解できないのである。

タイの新聞や労働組合は、ソムキッド氏の密入国はよくないことだが、ムチ打ち刑は免除すべきだと主張している。タイ外務省の高官はタイとシンガポールがこれまで良好な関係を保ってきたことを強調、こうした友好関係を危険にさらすようなことは避けるべきだと示唆した。同高官は、シンガポール政府関係者と会談し(6月27日)、今回の事件に対するタイ側の反応の歴史的背景まで説明した。それによると、19世紀、当時の国王のラマ5世は奴隸制とムチ打ち刑を廃止したが、シンガポール当局のムチ打ち刑がタイ人に奴隸制時代を思い起こさせたのだと言う。

タイの高官は、今回の会談を通じて、シンガポールがタイ側の事情を理解できたのではないかと期待を表明した。タイの外相も、ソムキッド氏が最終的にムチ打ち刑を免除されるだろうとの談話を発表している。

近年、経済開発が急ピッチで進むタイは東南アジアの投資拠点として脚光を浴びているが、こうした経済実績を背景に、タイ人は一段と自信を深めている。さらに、タイ人は選挙によってそれ自身の政府を選び、民主主義を語る自信も高めている。文明国家の民主政府には、ムチ打ち刑などという野蛮行為を容認することはできないと言うのである。

また、タイのチャチャイ首相は国家主義者として知られ、数か月前にシンガポール政府

がタイ人労働者を本国に送還した際に、これらの労働者を運ぶために一般の貨客船ではなく、軍艦を派遣させたのもチャチャイ首相その人である。

タイ・シンガポール両国は、特にチャチャイ政権成立以前にはベトナムのカンボジア占領とともに厳しく批判するなど、多方面で協力しあい、密接な関係を維持してきた。両国はいずれも共産主義に反対し、何よりも経済繁栄のために当地域の平和を望んでいる。

こうした共通点は、今後の両国間の相互協力の基盤であり続けるべきで、そのためにも今回の違法在留者問題は早急に解決されなければならない。

シンガポール国民は、政府の時には非常に厳しい政策をも受け入れることに慣れているが、だからと言って、他の国もシンガポールの政策をそのまま受け入れるものと期待する

のはまちがっている。シンガポールの不法就労者規制措置に対するタイやインド当局の反発は、シンガポール政府が今後、近隣諸国の感情により慎重な姿勢を取るべきであるとの教訓と捉えるべきではなかろうか。シンガポールは独立国として、その法律を執行する権利を持つなどと主張する前に、近隣諸国への思いやりを反映した政策を取り入れて行くことが、シンガポールが目指す「スイスの生活水準達成」への一歩でもある。

一方、タイ政府は、シンガポールが永久に違法在留を赦免し続けることを期待するのは非現実的であるとの理解の下に、シンガポールに出稼ぎを希望するタイ人に対し、シンガポール出入国管理法に関する教育を充実させるべきだ。またシンガポールでは、こうした不法外国人労働者を採用する請負業者やエージェントの処罰を強化する必要がある。

シンガポールの笞刑（ムチ打ち刑）

シンガポールのCriminal Procedure Code [刑事訴訟法典、以下刑訴法] には有罪の判決を受けた者に対する刑罰として①死刑、②禁固刑（終身禁固刑と14年～1月の有期禁固刑）、③罰金刑、④笞刑 (CANING) の4種類が定められている。

このうち笞刑は、刑訴法では次のような犯罪を行った者に適用される（刑訴法別表A）。

●暴力行為；例えば人の持ち物を盗む目的で暴力を振るった場合には、2年以下の禁固刑、罰金刑、笞刑のいずれか1つまたは2つ。

●誘拐；終身禁固刑から笞刑までを適用。例えば誘拐された人の監禁にかかわった者は禁固10年以下もしくは罰金刑の併科または笞刑のみが適用される。

●レイプ；終身禁固刑もしくは罰金刑の併科または笞刑。

●窃盜；禁固10年以下もしくは罰金刑の併科または笞刑

●脅迫；禁固10年から笞刑までが適用され、2刑が併科される場合もある。

●強盗；夜間に行った場合には禁固14年以下もしくは罰金の併科または笞刑。

●いたずら；鉄道に対するいたずら行為では終身禁固刑に罰金の併科または笞刑。

刑訴法に見る笞刑の執行

「ムチ打ち」という言葉から、長い革製のムチを振り回す風景を想う人が多いかもしれない。

刑訴法には、『The rattan shall be not more than half-an-inch in diameter.』と記されており、ムチは直径2分の1インチ(1.27cm)以下のトウでできていることがわかる。また、少年の受刑者の場合には『軽量のラタンを使用する』となっていることから、犯罪に応じて使用されるムチの太さが変わるようである。[228条]。

笞刑は女性と死刑を判決された者、50歳を越える者には科されない [同230条]。

シンガポールでは、建設プロジェクトにタイ人を初め多くの外国人労働者が必要とされている。またタイも日本や台湾からの投資だけでなく、シンガポールからの投資にも大きな期待を抱いている。このほかに、シンガポール経済の発展にともない、シンガポールではもはや不要となった部門の投資が、タイに移動するケースも少なくない。

このように相互協力によって得られる両国の利益が大きいことからも、タイ労働者のムチ打ち刑判決によって生じた今回の両国間の亀裂は、早急に修復されなければならない。

不法在留者に最後のチャンス

シンガポール政府は7月17日、外国人不法在留者に、さらに3週間の帰国猶予期間を与える方針を発表した。この措置は、すでに逮

捕され、裁判を待っている者にも適用される。

ムチ打ち3回の判決を受け、シンガポール、タイ両国の相互関係を脅かしたタイ人労働者のソムキッド氏のケースにも、同措置が適用される。タイの各紙は、今回のシンガポール政府の決定を1面に掲載し、歓迎した。またインド当局も同様に、猶予期間の提供を称えている。

シンガポールはこの措置の発表に際して、大使館、労働組合、報道関係者などに対し、シンガポールに不法に滞在する労働者に「これが最後のチャンス」であることを強く訴えるよう求めている。

今後、不法在留者の処分問題がシンガポールの外交に影響しないよう確保するためには、関係当局はシンガポールに潜伏しているこれらの違反者を追跡し、全員の帰国を確認することを迫られる。

ムチで打つ回数は判決で特定されるが、1つの判決において成人の場合は最大24回となっている。刑の執行は1度に行われる [228、229条]。執行は医務官が受刑者の健康状態を確認した上で行われるが、もし執行中に健康状態がその続行に不適当であると医務官が判断すれば、その時点で刑の執行は最終的に終了する。その場合、裁判所は改めて判決を行い、刑を免除するか、笞刑の代わりに禁固刑を12か月伸ばすことになる [231、232条]。

なぜ笞刑なのか

笞刑の適用は刑訴法の他、移住法 (Immigration Act) でも不法入国者と不法滞在者で90日をこえる者に対して、この3月31日から適用されることになった。

1989年1月30日付けの『星日ビジネス・ニュース』が伝えたところによると、移住法改正案の国会審議においてリー・ブンヤン内務担当上級国務相は、外国人に笞刑は厳しすぎるのではないかとの反対論に対し、禁固刑は [違法な入国や在留に対して] 抑止効果がない上に、貴重な資源の浪費であると答え、さらに、シンガポールの刑務所には89年1月6日現在、合わせて1,014人の不法滞在者と不法入国者が収容されており、囚人全体の17%を占めている。彼らを刑務所に収容しておくのに要する費用は年間940万ドル（約6億5000万円）にのぼる、と述べたという。

なぜ、シンガポールがムチ打ちの刑を残しているのか、上記の国会答弁はその理由の一端を示している。

『英米法総論』（田中英夫著）のなかに次のような記述がある。「コモン・ローはかつてさまざまな体刑をもっていた。イギリスでは、そのうち笞刑 (whipping) が1948年までのこっていた。」また同書の注記によれば、アメリカのデラウェア州が笞刑 (lashes) を廃止したのは1973年であり、カナダがこれを廃止したのは1957年であったという。

(田中)

リー・クアンユー首相のナショナルデー・メッセージ

活力維持には移民受け入れが必要

リー・クアンユー首相は、24回目の独立記念日の前夜、8月8日にテレビ放送されたナショナルデーの記念スピーチの中で、シンガポール政府が最近導入した新移住法規則の主旨を説明するとともに、移民文化の伝統を維持することが、シンガポールの生存と発展に欠かせないものである点を強調した。

以下はその要約である。

シンガポール国民の積極的で優良な気質は、移民文化の伝統に支えられている。しかし第2世代以降、とりわけ多年にわたる経済的成长と繁栄の中で、国民の中には、現在手にしている先祖伝来の成果を当然のごとく考える風潮が生じている。したがって、新たな移民を受け入れることによって、移民文化の血液を維持することが必要とされている。

政府が今回、移住規制を緩和したのは、決して思いつきからではなく、長年にわたる検討の結果、そうする必要があると判断したためである。

過去10年、ますます多くの高等教育を受けた国民が、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、アメリカ等へ移民している。こうした人々は、国内人口の上位25%に属する高い素質を備えた人々で、その人種的内訳を見ると、78%が華人で15%がインド人となっている。この比率は、人口に占める両者の人種比率を上回っている。これに対してマレー人とその他の人種は各4%と3%となっている。

また、国外への移民の数は、70年代の年間1000世帯から80年代初期の2000世帯、88年の4000世帯へと増加の一途を辿っている。したがって選択的な移民の受け入れは、こうした人材流出と、人口代謝率を下回った出生率を補う長期計画の一環である。

シンガポール政府は毎年、人事院（PSC）

や経済開発庁（EDB）の担当官をアメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド等の大学に派遣して人材の募集を行い、年間約100人を誘致しているが、この方面では多国籍企業との競争にも直面している。また、この程度の大卒者の誘致では、毎年流出する国内の人材を補充することはできず、このため移民受け入れの基準を中卒（GCE-Oレベル）にまで拡大する方針が決定されたのである。

シンガポールの今回の移民規制の緩和に、香港人が熱狂的反応を示しているが、過去4年間に永住権を認められた1000人以上の香港人のうち、実際にシンガポールへ移住した者がわずか35人に過ぎないことから見ても、最近移住申請書類を受け取った30万人の香港人のうち、最終的にシンガポールに移住する者は数千人にとどまるものと予想される。香港の状況がさらに安定すれば、移住者の数はさらに縮小して数百人になる可能性がある。

* * *

リー首相は、スピーチの前半では、今年の国内経済の良好な展望に触れ、「毎年7月には各部門の中間報告を受けるが、今年は各部門いずれも楽観的な報告を行っており、極めて異例なことだ」と語った。

首相は、ロッテルダムを抜いて世界一繁忙する港となったシンガポールの港湾と、複数の国際的刊行物により世界一の折紙をつけられたチャンギ空港を例に、管理層の素質と労働者の生産性の高さが、シンガポールの今日の経済的発展を可能にしたと指摘した。

首相はこのスピーチを英語で行ったが、オン・テンジョン第2副首相、アフマド・マター環境相、ジャヤクマール内相兼法相の3人が、それぞれ中国語、マレー語、タミール語で首相のスピーチを代読した。

外国人労働者に関する労働省の政策 —雇用主の質問・問題提起に対する回答

労働省はこのほど、外国人労働者問題に関して雇用主から寄せられた意見に対して回答するとともに、建設工事契約額に基づいて外国人労働者の雇用枠を決定すると言う雇用主側の提案を、新しいアイディアと評価し、それを検討することを約束した。しかし、同省は同時に、このような制度は、工事契約額に基づいて労働力の需要を測定する公正な方法があつてのみうまく行くものだと指摘している。

以下は雇用主から提起された意見と労働省の回答の詳細である。

■雇用主—造船、建設への弾力的対応を

政府は一部の会社の外国人労働者雇用をもっと弾力的に認めるべきである。例えば、景気循環型で景気の良い時に景気の後退に備えて力を付けておかなければならぬ造船業や建設業は、好景気の時期により多くのワーク・ペーミットを与えられてしまるべきである。この種の業界ではいったん注文を完成すれば、外国人労働者を本国へ送り返すはずである。もし、政府がこの点でより柔軟な姿勢を取らなければ、労働市場がますます逼迫し、その結果賃金水準が押し上げられ、国内企業の競争力が弱められる恐れがある。

●政府の回答

政府は造船および建設業の性質を認識しており、すでに他の産業よりも有利な条件をこれらの業界に与えている。これら業界は、製造業に適用した外国人労働者を全就業者の40%に制限する規制を受けていないし、非伝統的な労働力供給源（マレーシア等以外の国。→ことばの解説）から労働力を導入することも認められる（他の業種にはこのような労働力の導入が認められていない）。しかし、造船業や建設業等の一部の産業のみを景気循環型と規定して特別待遇を与えるのは問題がある。なぜなら、ほとんどの産業が多少にかか

わらず、景気の循環を経験するからである。

■雇用主—外国人労働者は転職しないし勤勉地元労働者の転職率が高いため、製造部門の多くの会社が外国人労働者を雇うことを希望している。マレーシア人労働者のような外国人労働者は、地元労働者より勤勉と評価されている。彼らは転職率が低い上に、喜んで残業をする。

●政府の回答

転職は一般に、就職後3ヶ月以内の新規労働者の間に発生しているが、経営者側は自社の状況も調べ、労働者が長く留まるような措置を講じるべきである。多くの場合、管理方式のまずさや労働環境の劣悪さ、あるいは単に労働市場の水準に達せぬ低賃金から労働者の転職が生じている。

■雇用主—単純労働を嫌うシンガポール人

社会が学歴を重視するようになった結果、シンガポール人が単純労働を嫌うようになつた。このため、ある種の分野の雇用主は地元労働者を引き付けるためには、より良い出世の機会を提供しなければならない。さもなくとも、外国人労働者に頼るよりほかに仕方がな

…ことばの解説…

非伝統的労働力供給源

traditional source of labor supply (伝統的労働力供給源) に対する用語で、外国人労働者の出身地による分類。

「伝統的」は現在、マレーシア（当然サンバ、サラワクを含む）と香港、台湾、マカオ、韓国である。これら以外の世界のすべての国／地域は「非伝統的」に属する。マレーシア以外は、1942年2月1日から「伝統的」に加えられた。

い。

●政府の回答

労働省は、雇用主がより良い賃金と出世の機会を提供することにより、シンガポール人を引き付けるべきだと言う主旨には同感である。一部の職域において、低賃金の外国人労働者を容易に利用できるようにすることは、これらの部門の賃金を抑え、結局、シンガポール人がこれらの仕事に従事するのを阻害することになる。

■雇用主－中小企業への規制緩和を

地元の中小企業は国内労働市場で多国籍企業に太刀打ちすることができない。また、こうした中小企業は労働集約型のものが中心で、仕事の性格から自動化の余地も限られている。このため多くの中小企業が外国人労働者に頼らざるを得なくなっている。政府は外国人労働者に関する規制を緩め、中小企業に対しては外国人労働者税を支払う余裕があるかぎり、その雇用を認めるべきである。

●政府の回答

①中小企業は地元労働力を適正レベルを超えて雇用しており、付加価値生産の24%にしか寄与していないにもかかわらず、労働力の44%を使用している。輸出品の支援サービスや、生産を行なう製造部門の地元中小企業は、全従業員の40%まで外国人労働者を雇うことが認められる。これは多国籍企業に対して設定された上限と同じものである。

②中小企業は従業員の大半を外国人労働者に頼らざるを得ない場合には、豊富な労働力を擁する国に労働集約型事業を移転するか、地元労働者を引き付けられるように雇用条件を改善する必要がある。さらに地元中小企業は自動化に際して、経済開発庁EDBに支援を求める 것도できる。

■雇用主－他企業への一時移動その他

政府は、雇用主が外国人労働者を他の請負業者に貸すことを認めるべきである。そうすれば、外国人労働者を十分に利用できるようになり、その需要を減らすことにも役立つ。近隣諸国に駐在するシンガポール大使館は、

良質な外国人労働者を確保するために、これらの国の労働者の募集や面接等の面で雇用主に協力すべきである。

●政府の回答

①プロジェクトを完成してから新しいプロジェクトに移るまでの期間、請負業者はワーク・パーミットを取り消すことによって外国人労働者を他の雇用主の下に移すことができる。そして新規プロジェクトを獲得した場合には、新しいワーク・パーミット入手することによって以前の外国人労働者を呼び戻したり、新たに募集することができる。

②海外の大企業は外交、政治、経済の各方面で国を代表してその職務を果たさなければならず、労働者募集のような民間企業の仕事にまで手を貸すことはできない。

■雇用主－業種による雇用比率の見直しを

一部の業種が他の部門に比べてより多くの外国人労働者を必要とすることを考えれば、政府はすべての業種の外国人労働者の雇用を一律に規制すべきではない。たとえば、レストランや小売業はより多くの労働力を必要とするので、全従業員に対する比率をより高く設定すべきである。

また、サービス部門で働くマレーシア人に5-0（中卒検定5科目及第）レベルの資格を要求するのは非現実的である。この種の資格を有するものは、シンガポールで働く必要がなく、本国で容易に仕事を見つけられるからである。シンガポール航空など一部の大企業が採用基準を下げたことからも明らかのように、シンガポールは深刻な人手不足に直面している。

●政府の回答

①シンガポールの外国人労働者政策は「健全な経済成長」「経済の高度化促進」「外国人労働者への過大依存回避」の必要性を調和させようとするものである。したがって、(1)製造業（造船を含む）、(2)ホテル、(3)建設業、(4)家事労働の4部門は外国人労働者の導入が認められる。

これらの部門に外国人労働者の雇用が認め

られる理由は、まず製造業およびホテルは、輸出指向の経済部門で、シンガポール経済に必要とされる外貨をもたらしている。これらの業種は国際競争に対処する必要があるが、外国人労働者は景気循環の揺れをやわらげる緩衝装置の役割を果たしている。建設業と家事労働は、シンガポール人がこれらの部門で働くことをいやがっているため、恒常的な人手不足に直面している。また建設業は景気循環型の業種である。

②これらの部門における外国人労働者の雇用は、外国人労働者税を通じてコントロールされている。加えて製造会社には全従業員の40%を超える雇用は認められていない。これは外国人労働者への過大依存を避けるための措置である。建設部門については、腕のいい地元建設労働者の中核を形成する政策を支援するため、未熟練工の雇用に一定の比率が適用されている。

③他の経済部門における外国人労働者の雇用は、当初はまったく認められていなかったが、特別措置として更新期間3年のワーク・パーミット発行条件を満たす技能・資格を有する外国人労働者の雇用は認められるようになった。と言うのは、このような高い資格を有する労働者は、国内経済の高度化に役立つからである。この措置が実施されて以来、3年制ワーク・パーミットを所持する労働者の数が著しく増えている。

■雇用主一建設工事では比率でなく人数で

政府はもっと弾力的に外国人労働者の比率に関する規制を運用すべきである。一部の請負業者は、自分の親戚や友人を従業員名簿に加えることによって、より多くの外国人労働者を雇っている。政府は請負工事契約の内容を査定し、その内容に基づいて外国人労働者の絶対数を認可すべきである。

●政府の回答

労働省は89年の初めから建設業に対する外国人労働者の雇用比率規制に柔軟な姿勢をとっている。請負工事の契約額に基づいて外国人労働者の雇用を認めるとする提案は新しいア

イディアである。労働省はこの提案を検討する方針だが、このような制度は、契約額に基づいて労働力の需要を測定する公正な方法があつてのみうまく行くものである。

■雇用主一手続きの迅速化と簡素化

労働省はワーク・パーミットの申請をもっと迅速に処理すべきである。多くの請負業者には、申請が許可されてから工事をスタートさせるような余裕がない。手続きの遅延は大量の外国人不法就労者をもたらす一因ともなっている。労働省は労働者のワーク・パーミットが本物かどうかの確認についても、請負業者に力を貸すべきである。また、手続きをさらに簡素化し、請負業者が外国の紹介所を通して直接雇うことができるようすべきである。

●政府の回答

①労働省はワーク・パーミットの申請を迅速に処理しており、マレーシア人建設労働者については申請の際、直ちに仮労働許可証が発行されている。

②マレーシア人以外の労働者の場合には、申請が受理された日から1週間以内に請負業者に原則的な許可が通知され、これらの労働者が到着すると3日以内に仮許可証が与えられている。

③請負業者が非伝統諸国から労働者を募集するに際しては、供給国の事情から遅れが生じることがよくある。実際上、請負業者が外国人労働者の募集に際して、外国の職業紹介所を利用しなければならないという条件は存在しない。

④請負業者は労働省に対して、自分の雇った外国人労働者のワーク・パーミットが本物かどうかを確認する必要がない。現行の制度では、請負業者は他の請負業者から譲り受けのではなく、自分の名義で外国人労働者の雇用を申請することが求められている。したがって、決定事項などは直接請負業者に知らせるため、請負業者のやるべき事は単にワーク・パーミットを許可状の個々の項目と照合するだけである。

— オン・テンチョン第2副首相・インタビュー —

日系企業の人事システム

今のままでは有能な人材を失う

オン・テンチョン第2副首相は去る5月9日から14日まで、外務省の招きで来日した。協会では11日午前、ホテル・オークラの居室に副首相を訪ね、主としてシンガポールにおける日本企業にかかる労働・労使問題についてインタビューをおこなった。

井上甫：この後、天皇陛下にお会いになるというお忙しい日程のところを、わたしどものためにお時間をさいていただき、ありがとうございます。

■ NTUCの当面の課題は停年年齢の引き上げ

井上：早速ですが、幾つかご質問させていただきます。先ず、全国労働組合会議NTUCはこれから21世紀に向かって、シンガポールの労働者のためにどういう分野を課題としておられるかをお尋ねいたします。

オン・テンチョン第2副首相：当面の課題は停年年齢の引き上げで、現在の55歳から60歳にすることです。その後さらに、60歳以上の停年の実現を目指して行くことになります。その目的は、第1に外国人労働力への依存度を減らすこと、そして第2に国民がさらに活動的で有意義な人生をおくれるようにすることにあります。

第2の課題は、技能訓練の強化で、労働者が新しい仕事のやり方を覚えたり、新しい機械設備や科学技術に対応できるようにして、仕事をつづけられるようにすることです。こうすることで、停年延長も可能になり、労働力を有効に活用することもできるようになります。

長期的な課題としては、労働運動のイメージの向上に務めること。それから、労働者の社会活動やレクリエーション活動のための施設を充実させ、また文化活動を促進して、労働者の社会的地位を高めることです。

井上：最近、日本の労働組合の組織率は減る傾向にあって、現在は25.9%ほどになっています。シンガポールではどのような状況なのでしょうか？

オン第2副首相：シンガポールでも1979年から85年までの間、組織率は日本と同様に減ってきていました。そこでわれわれは、85年から



オン第2副首相(右)とインタビュアーの井上氏

積極的なキャンペーン活動をおこない、同時に組合員の福祉に結びつく組合機能の改善に務めてきました。これが効果を上げ、この4～5年、組合員数は少しずつ増えてきています。

われわれの最近の組織率は日本とほぼ同じ25～26%で、人数にしておよそ21万人です。

シンガポールの労働人口は130万人です。けれども、この130万人の労働者の中で団体交渉に参加できる労働者は80万人余りに過ぎません。他の人々はタクシーの運転手、小売店主といった自営業を営んでいます。

つまり、我々の組織率25～26%というのは、この80万労働者に対する比率で、全労働人口に対しては17%ということになります。この数字も日本の連合とほぼ同じ率と聞いています。日本の労働人口4800万に占める労働組合員数は800万だそうですから。

■熟練外国人労働者の雇用税に優遇を検討中

井上：シンガポールの経済は大変好調で、昨年も9.2%の成長を遂げたと聞いています。しかし、たくさんの外国人労働者が働いているシンガポールにはまた、多くの問題もあるように思われます。

日本でも労働力不足が生じ、また近隣諸国では日本で働きたいという人々が一段と増えてきていますが、日本の労働組合は外国人労働者を使うことにネガティブな見解を持っています。

NTUCは逼迫するシンガポールの労働力事情のなかで、外国人労働者を採用することについてどのように考えておられますか？

オン第2副首相：われわれは外国人労働者について2つの面から見ることができます。

まず、ポジティブな面から考えると、景気後退のとき安全弁の機能をもっています。85年にシンガポール経済が不況に見舞われた際も、その存在によって国民の職は保護され深刻な影響を免れることができました。

ネガティブな面では、まず、賃金の問題があります。多くの外国人労働者は通常、低賃金の国などから来ますから、雇用主はコスト低減のために安い外国人労働者を使うことになります。これはまた国内の賃金を押さえつけることになります。われわれはこうした傾向を止める方法を考えなければなりません。そこでシンガポールは、外国人労働者税を導入したのです。こうすることで、シンガポール人労働者の賃金が押さえられないようにしたのです。

政府は今、外国人の熟練労働者と非熟練労働者との間で別々の労働者税を賦課する必要があるかどうかを検討しています。われわれが望んでいるのは技能労働者を受け入れることだからです。これによって、経営者が安い外国人労働者に頼ることを防ぎ、新技術の導入、設備投資を促すことになります。

もう1つのネガティブな面は社会問題で、一般的に言って、社会の安全保障があげられます。異なる文化の社会から来た人々が、われわれの社会環境に馴染むのは難しいことです。また、外国人労働者達が長く滞在していれば、シンガポール人と結婚したいと思うようになるかもしれない。結婚すればシンガポールでずっと暮らしたいと考えることになるでしょう。まして、彼らと結婚したシンガポール人は配偶者の母国へ移り住む気にならないでしょう。

この問題を乗り越えるために政府は、流動的な外国人労働者受け入れシステムを導入したのです。つまり外国人労働者を2年単位で回転させるのです。

■労働力不足への対応は労使協力が不可欠

井上： また、労働力不足に対してNTUCは、どんな対策を考えていますか？

オン第2副首相： 労働力不足に対する対策には、まず停年年齢を延長すること。このことに関してNTUC自体として特別な実施方法を持っているわけではありませんが、政府と雇用主側に関心を持たせることに努力しています。

雇用主は安い外国人労働者を使いたい。そうすると政府は、社会的な問題に対応しなければならなくなる。一方労働組合としては、賃金が押さえつけられることを防ぎたい。NTUCは雇用主と協力しつつ、雇用主の要求を満たしながら、自分達に対して起こりそうな問題ができるだけ少なくするように努力しています。

停年延長の他には、パートタイマーを増やすように呼びかけています。また、人手不足のときには交替制勤務を行なうよう勧めてもいます。

この勤務形態を探ると、設備投資した機械を最大限に活用することにもなる。ただ、交替勤務は重労働なので当然、付加手当の増額がなされる必要があると考えています。

■今の日系企業の人事システムでは有能な人材を失う

井上： 近年、シンガポール人の昇進や管理職への登用に関して、日本企業の人事システムに対して苦情が出ていると聞いています。このことについて大臣は、どのようにお考えをお持ちでしょうか？

オン第2副首相： シンガポールの日本企業が、重要な管理職ポストをローカルの人々に譲り渡すことに気がすすまないでいて、そのことをシンガポール人が感じ取っているという所見に、私も同感です。これは他の欧米企業と比較した際の問題でもあります。

NTUCが1年前におこなった調査で、停年年齢の引き上げ問題に対する対応が遅い企業としてイギリス企業の他に、日本企業が上げられました。一般的に言って、日本企業の労使関係は他の多国籍企業に比べて、決しておそまつだとは言わないが、優れているとは言えません。

もち論、主要管理職を日本人にするかローカルの人を任命するかという選択権は会社にあるもので、われわれが口を出すことではありません。

Ong Teng Chong

現在、第2副首相、全国労働組合議会議（NTUC）書記長（83年～）、人民行動党（PAP）中央執行委員長（81年～）。

国家開発省公務員から、72年にキム・キア選出国会議員。運輸通信担当上級国務相、文化相代行等を経て、84年12月に第2副首相就任。とくに中国語系国民からの信任が厚いと言われている。

1936年シンガポール生まれ。

井上甫（いのうえはじめ）

創価大学教授（労使関係論）。

全日本労働総同盟国際担当を経て、国際自由労連（ICFTU=本部ブリュッセル）のアジア地域組織の副書記長としてシンガポールに常駐（81年～83年）。のち、シンガポール政府の「生産性向上プロジェクト」への協力のため83年から2年間、専門員として日本政府からシンガポール生産性庁へ派遣された。86年から現職。協会会員。

ただ、現在の状態は結局、日本人管理職にもローカルの従業員にとっても良い結果をもたらさないでしょう。労使関係をさらに困難にするばかりでなく、日本企業が有能な人材を集めることも困難になってしまうでしょう。

ローカルの人々は昇進のチャンスが少ない日本企業を避けて、将来性のあるアメリカやヨーロッパ企業に就職したいと考えています。結果的に不利になるのは日本企業なのです。

これは、人々がその会社をどう見るかという問題です。その会社に対する悪いイメージが固定してしまえば、有望な人材を集めるのが難しくなり、ローカルの人を重要ポストに就けたいと思っても人材がいないという事態になります。

人に将来性を与えない会社は人を魅き付けることができません。

井上： 本日は大変貴重なお話を伺うことができました。ありがとうございました。

3.1 LABOUR FORCE, 1975-1988

Mid-year	Labour Force Aged 15 Years and Over						Participation Rate Per Cent	Unemploy- ment Rate	
	Total		Employed		Unemployed				
	Persons	Males	Females	Males	Females	Males	Females		
Thousands									
1975	873.0	609.2	263.8	586.5	247.0	22.7	16.8	66.9	
1976	910.9	624.5	286.4	600.4	270.1	24.1	16.3	66.7	
1977	940.8	637.9	302.9	616.3	287.7	21.6	15.3	66.7	
1978	994.7	662.8	331.9	640.9	318.1	21.9	13.8	68.3	
1979	1,056.3	697.7	358.6	677.2	343.9	20.5	14.7	70.0	
1980 ¹	1,116.0	730.6	385.4	706.5	370.6	24.1	14.8	72.0	
1981	1,146.0	738.2	407.8	717.8	395.0	20.3	12.8	81.1	
1982	1,170.5	752.6	417.9	734.6	406.0	18.0	11.9	81.5	
1983	1,206.4	777.9	428.6	752.8	414.9	25.1	13.6	81.6	
1984	1,207.4	768.2	439.1	748.0	426.8	20.2	12.4	81.2	
1985	1,204.0	766.1	437.9	734.3	420.0	31.9	17.9	79.9	
1986	1,228.6	773.4	455.2	719.0	430.1	54.4	25.1	79.4	
1987	1,251.7	778.9	472.8	739.2	453.7	39.7	19.1	78.6	
1988	1,281.4	787.1	494.3	757.0	481.5	30.1	12.8	78.5	

Note : Data prior to 1981 refer to persons aged 10 years and over.

¹ Census of Population, 1980.

Source : Ministry of Labour

3.4 EMPLOYED PERSONS BY INDUSTRY, 1970, 1980-1988

Thousand

Industry ¹	1970 ²	1980 ²	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
Total	650.9	1,077.1	1,112.7	1,140.6	1,167.6	1,174.8	1,154.3	1,149.0	1,192.9	1,238.5
Agriculture & Fishing	22.5	17.0	12.7	11.6	11.8	8.8	8.1	9.6	10.4	5.4
Quarrying	2.2	1.1	1.2	2.5	2.3	1.9	2.4	1.3	0.6	0.8
Manufacturing	143.1	324.1	326.1	336.0	324.4	322.2	293.8	290.1	318.9	352.6
Utilities	7.6	8.5	9.2	7.9	8.5	9.2	7.7	7.8	7.2	7.8
Construction	43.1	72.3	66.4	71.9	84.0	99.8	102.8	99.5	91.5	83.3
Commerce	152.6	229.8	252.6	253.6	265.0	264.6	271.1	265.6	279.4	283.6
Transport & Communications	79.0	119.9	127.6	129.8	131.9	122.4	117.0	114.1	121.0	120.2
Financial & Business Services	25.8	79.4	84.4	89.8	95.0	100.9	100.7	99.9	105.7	111.4
Other Services	174.6	224.6	229.7	235.5	243.1	242.2	248.3	259.2	256.7	271.6
Activities Not Adequately Defined	0.4	0.4	2.8	2.0	1.6	2.8	2.4	1.8	1.6	1.8

Note : Data prior to 1981 refer to persons aged 10 years and over.

From 1981, figures refer to persons aged 15 years and over.

1 Data for 1970 were classified according to the Singapore Standard Industrial Classification (SSIC) 1968 and data for 1980-1988 were classified according to SSIC 1978.

2 Census of Population.

Source : Ministry of Labour

3.10 AVERAGE MONTHLY EARNINGS BY INDUSTRY AND OCCUPATION, 1978-1988
(As at August)

Dollars

Industry	All Occupations										
	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
TOTAL	563	612	692	789	910	991	1,083	1,191	1,210	1,231	1,295
Manufacturing	469	509	575	670	740	821	907	980	989	1,025	1,095
Construction	551	597	687	851	881	861	891	1,250	1,208	1,240	1,378
Commerce	525	577	674	797	877	946	1,017	1,055	1,072	1,057	1,124
Transport, Storage & Communications	625	696	778	857	998	1,109	1,196	1,309	1,354	1,422	1,422
Financing, Insurance, Real Estate & Business Services	767	830	927	1,022	1,164	1,283	1,422	1,418	1,421	1,458	1,551
Community, Social & Personal Services	647	704	788	845	1,090	1,188	1,337	1,422	1,469	1,483	1,551
Others ¹	652	708	815	907	1,137	1,181	1,345	1,317	1,312	1,339	1,412

Note: The data for 1985-1988 refer to firms with at least 25 CPF contributors,

while those for 1978-1984 refer to firms with at least 10 workers.

They are thus not strictly comparable.

¹ Agriculture & Fishing, Mining & Quarrying and Utilities.

Source : Ministry of Labour

3.14 CENTRAL PROVIDENT FUND CONTRIBUTORS BY WAGE LEVEL, 1978-1988
(End of Period)

Monthly Wage Level (\$)	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
	Thousand										
Total											
Below 100	779.4	832.9	863.6	917.9	927.5	917.9	943.0	889.6	912.0	935.3	963.8
100 - 199	23.9	20.4	12.4	9.6	7.9	6.5	7.6	5.5	5.6	5.6	4.3
200 - 299	199	86.1	66.9	51.3	39.9	60.8	27.8	27.9	19.1	18.2	17.4
300 - 399	-	203.8	184.1	135.9	115.4	81.7	77.4	73.1	57.4	55.1	15.1
400 - 499	-	117.1	138.3	165.8	134.2	108.2	85.0	64.8	56.6	60.6	42.9
500 - 599	-	499	82.6	96.0	100.2	129.7	119.1	110.7	91.6	81.3	55.4
600 - 699	-	599	60.6	73.5	85.8	88.6	91.8	102.5	105.6	101.1	40.4
700 - 799	-	799	77.9	93.9	107.7	127.4	129.4	140.0	153.5	150.7	87.6
800 - 899	-	999	40.8	51.6	64.2	79.0	89.2	97.3	102.0	101.2	156.7
900 - 999	-	-	22.9	29.4	37.8	51.4	56.7	67.0	75.8	74.9	172.0
1,000 - 1,199	-	-	21.0	25.2	31.0	43.8	56.8	62.1	71.5	75.6	126.7
1,200 - 1,499	-	-	16.6	22.6	30.4	40.4	47.0	55.6	66.3	70.0	92.9
1,500 - 1,999	-	-	8.1	8.1	10.9	17.7	24.1	29.6	35.7	36.2	94.0
2,000 - 2,499	-	-	9.6	9.6	10.9	17.7	24.1	29.6	35.7	36.2	89.9
2,500 - 2,999	-	-	4.0	5.0	6.5	9.1	13.1	17.0	19.6	20.7	41.2
3,000 & Over	-	-	6.8	8.7	12.4	18.3	27.3	32.2	43.4	47.4	47.9
Not specified	-	-	7.2	7.7	11.3	13.4	14.4	7.2	4.6	3.8	51.5
Per Cent											
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
Below 100	3.1	2.5	1.4	1.0	0.9	0.7	0.8	0.6	0.6	0.6	0.4
100 - 199	11.0	8.0	6.0	4.4	6.6	3.0	2.1	2.0	1.9	1.9	1.6
200 - 299	26.2	22.1	15.7	12.6	8.8	8.4	7.7	6.5	6.0	5.5	4.5
300 - 399	15.0	16.6	19.2	14.6	11.7	9.3	6.9	6.4	6.6	5.9	4.2
400 - 499	10.6	11.5	11.6	14.1	12.8	12.1	9.7	9.1	9.0	8.2	6.2
500 - 599	7.8	8.8	9.9	9.6	11.2	11.2	11.4	11.2	11.2	10.7	9.1
600 - 699	10.0	11.3	12.5	13.9	13.9	15.2	16.3	16.9	17.2	16.7	17.8
700 - 799	5.2	6.2	7.4	8.6	9.6	10.6	10.8	11.4	11.6	11.9	13.1
800 - 899	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
900 - 999	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000 - 1,199	2.9	3.5	4.4	5.6	6.1	7.3	8.0	8.4	8.3	8.5	9.6
1,200 - 1,499	2.7	3.0	4.4	4.8	6.1	6.8	7.6	7.9	8.0	8.4	9.8
1,500 - 1,999	2.1	3.6	3.5	3.6	4.8	5.1	6.1	7.0	7.3	8.0	9.3
2,000 - 2,499	1.1	1.2	1.3	1.9	2.6	3.2	3.8	4.1	4.0	4.4	5.0
2,500 - 2,999	0.5	0.6	0.8	1.0	1.4	2.1	2.3	2.4	2.4	2.6	2.8
3,000 & Over	0.9	1.1	1.4	2.0	2.9	3.5	4.6	5.2	5.3	6.4	6.4
Not specified	0.9	1.3	1.5	1.6	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2

Source : Central Provident Fund Board

報告書スケルトン（案）

総論 国際化時代における日本の人口

1. 動き始めた日本の人口

- ・年間1千万人に上る海外旅行者
- ・在外邦人の増加
- ・外国人登録者数、外国人入国者数の増加
(特にアジア諸国からの登録者、入国者の急増)

2. 人口移動の背景（地球規模的な人口移動の流れ）

- ・フロンティア型の移動（新世界を求めて）
- ・労働力としての移動
植民地から宗主国へ、南欧から西ヨーロッパへ、
アジア諸国から産油国へ
- ・移動の要因
国内的要因 —— 賃金格差、労働力過不足
国際的要因 —— 難民、アジア諸国の人口

3. 国際人口移動と日本社会

- ・国際人口移動への対応
アジア諸国を中心とした供給圧力
経済大国としての国際社会における責務
海外移住に伴う諸問題（帰国子女、老後の海外生活）
- ・外国人受け入れの影響
国内労働市場における労働力不足との関係
社会経済・国民生活への影響
異文化との交流による影響
外国人の社会生活の質の確保

第Ⅰ部 日本の国際人口移動

第1章 出入国の動向

- ・出入国の歴史
- ・入管法
- ・在留外国人、在外邦人の法的地位

第2章 日本における外国人

- ・在留外国人の動向
- ・地方自治体での対応例
- ・国際結婚、出生

第3章 外国における日本人

- ・海外投資の動向
- ・在外邦人の動向
- ・在外邦人をめぐる諸問題

第Ⅱ部 諸外国の国際人口移動

第4章 アメリカ合衆国

第5章 オーストラリア

第6章 西ドイツ

第7章 フランス

第8章 イギリス

国際人口移動に関する特別委員会

資料 2

報告書スケルトン（案）

佐々木提案

総論 国際化時代における日本の人口

1. 動き始めた日本の人口

- ・年間1千万人に上る海外旅行者
- ・在外邦人の増加
- ・外国人登録者数、外国人入国者数の増加
(特にアジア諸国からの登録者、入国者の急増)

2. 人口移動の背景 (地域規模的な人口移動の流れ)

- ・フロンティア型の移動 (新世界を求めて)
- ・労働力としての移動

植民地から宗主国へ、南欧から西ヨーロッパへ、

メキシコ、中米から
米国へ

アジア諸国から産油国々 日本、アジアへ

南米からの
日系二世・三世
の帰国

→ 移動の要因

国内的要因 —— 賃金格差、労働力過不足

国際的要因 —— 難民、アジア諸国の人口

3. 国際人口移動と日本社会

・国際人口移動への対応

アジア諸国を中心とした供給圧力

経済大国としての国際社会における責務

海外移住に伴う諸問題 (帰国子女、老後の海外生活)

・外国人受け入れの影響

国内労働市場における労働力不足との関係

社会経済・国民生活への影響

異文化との交流による影響

外国人の社会生活の質の確保

外人研修制度の充実 - 良好的な労働環境形成への

丁寧な接客態度
内訳がある。日本
① 中国に送り込む
② 日本の中の支那へ
仕事かつ
制限区域

第Ⅰ部 日本の国際人口移動

第1章 出入国の動向

- ・出入国の歴史
- ・入管法
- ・在留外国人、在外邦人の法的地位

第2章 日本における外国人

- ・在留外国人の動向
- ・地方自治体での対応例
- ・国際結婚、出生
- ・不法滞在者

第3章 外国における日本人

- ・海外投資の動向
- ・在外邦人の動向
- ・在外邦人をめぐる諸問題

第Ⅱ部 緒外国の国際人口移動

現況と対策

第4章 アメリカ合衆国

第5章 オーストラリア

第6章 西ドイツ

第7章 フランス

第8章 イギリス

イギリス
スウェーデン